

他都府県の支援事業実施状況（利用者支援）

番号	都道府県	部局名	支援内容（補助金、補助金以外）				申請手順，支給までのスケジュール	財源
			事業内容	補助率	補助対象経費	条件（上限額等）		
2	茨城県	教育委員会（教育庁）	補助要件に該当するフリースクールに通所している児童生徒がいる 経済的な事情のある世帯 を補助対象とする。	・保護者支払額の1/2 【上限】児童生徒 1人 15,000 円/月 (年 180,000 円)	フリースクールへの通所に係る授業料等	ア 茨城県内に居住していること イ 経済的な事情のある世帯（住民税非課税世帯、要保護世帯又は準要保護世帯）であること ウ 地方公共団体から、本事業以外の補助金の交付を受けている 場合には、その証明を添付すること エ 運営費補助のうち、イ、ウ の要件を満たす県内外のフリースクールに通所していること	1 申請手順 ①保護者は交付申請書兼交付請求書を県へ提出 ※交付申請書，交付請求書を交付申請書兼交付請求書と1つにまとめて，手続きを簡略化 ②県が審査 ③県は交付確定通知を保護者へ送付，県が保護者へ支給 2 申請から支払いまでのスケジュール ①4月～7月利用分→8月申請締切→9月交付確定，支給 ②4月～11月利用分→12月申請締切→1月交付確定，支給 ③4月～3月利用分→3月申請締切→4月交付確定，支給 ※ 今後，②③については，期間を検討する予定。	全額一般財源
3	栃木県	教育委員会（教育庁）	経済的な理由でフリースクールに通うことが困難な児童生徒が、社会的自立に向けた学習等の活動に取り組むことができるよう支援を行う。		フリースクールに通うための 交通費及び体験活動費	【上限】児童生徒1人あたり1万円/月	1 申請手順 ①保護者は交付申請書を県へ提出 ②県が審査 ③県は交付決定通知書を保護者へ送付 ④保護者は交付請求書を県へ提出 ⑤県は交付確定通知を保護者へ送付，県は保護者へ支給 2 申請から支払いまでのスケジュール ①6月→受給申請書受付開始 ②8月～1月末日交付申請書提出期間 ③10月前期交付申請書提出締切 ④11月前期費用支給額確定 ⑤12月前期費用支給 ⑥1月後期交付申請書提出締切 ⑦2月後期交付支給額確定 ⑧3月後期費用支給 3 交通費について 自宅からフリースクールへ通う際の実費（該当児童生徒が居住する市町村のフリースクールでなくとも良い）	国庫補助金（いじめ対策・不登校支援等推進事業）
4	東京都	知事部局 子供政策連携室	学校生活に馴染めず生きづらさを抱える全ての子供の学びの場・居場所の選択肢を多様化し，子供が社会で自立する力を育む後押しを行う観点から，都内フリースクール等への支援事業を実施する。	補助率10/10	フリースクールの利用料	【上限】2万円/月	1 申請手順 ①保護者が都に交付申請 ②都が保護者に交付決定通知送付 ③保護者が利用状況報告書を提出 ④都が審査 ⑤都が交付確定通知を送付，県が保護者へ支給 2 申請から支払いまでのスケジュール ※交付申請5月28日～2月13日（※支給時期は交付申請した時期により異なる） ①4月～6月利用分→8月1日～8月31日利用状況報告提出期間→9月下旬交付確定，支給 ②7月～9月利用分→10月1日～10月31日利用状況報告提出期間→11月下旬交付確定，支給 ③10月～12月利用分→1月5日～1月31日利用状況報告提出期間→2月下旬交付確定，支給 ④1月～3月利用分→3月16日～4月15日利用状況報告提出期間→5月下旬交付確定，支給	全額一般財源
6	富山県	教育委員会（教育庁）	学校に行きづらい児童生徒の学校外の居場所の選択肢を増やし、社会的自立を促進するため、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒をもつ保護者が、当該施設にて活動を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの	【上限】 ・児童生徒1人につき15,000 円/月 ・補助対象経費の総額の1/2 以内	補助金の補助対象経費は、当該児童生徒が利用する施設に対して保護者が支払う実費のうち、以下に該当するもの (1) 施設利用料（授業料） (2) 体験活動、社会奉仕活動、交流活動等に係る実費 (3) 実習費 (4) その他富山県教育委員会が必要と認める経費	補助対象者：富山県内の公立小学校・中学校・義務教育学校に在籍する児童生徒をもち、以下の要件をすべて満たす保護者 (1) 富山県に住所を有し、原則、当該児童生徒と同居している (2) 当該児童生徒が、事業実施年度において、 富山県教育委員会が策定した「民間施設に関するガイドライン」に則った施設に通所している (3) 当該児童生徒が在籍する学校において、ガイドラインと文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に示す要件を鑑みて、 施設での活動を校長が指導要録上「出席扱い」としている	1 申請手順 ①保護者は交付申請書を県へ提出 ②県が審査 ③県は交付確定通知書を保護者へ送付 ④保護者は交付請求書を県へ提出 ⑤県は交付確定通知を保護者へ送付，県は保護者へ支給 2 申請から支払いまでのスケジュール ①4月～7月利用分→8月10日申請締切→8月交付確定，支払 ②8月～12月利用分→1月10日申請締切→1月交付確定，支払 ③1月～3月利用分→4月10日申請締切→4月交付確定，支払	全額一般財源

他都府県の支援事業実施状況（利用者支援）

番号	都道府県	部局名	支援内容（補助金、補助金以外）				申請手順，支給までのスケジュール	財源
			事業内容	補助率	補助対象経費	条件（上限額等）		
8	三重県	教育委員会（教育庁）	① 経済的支援：県教育委員会が定めた要件を満たすフリースクールを利用している不登校児童生徒がいる世帯に対し、利用料の一部を補助する。 ② 体験活動支援：民間施設で学ぶ子どもたちが参加する体験活動等に必要な経費や物品を支援する。 ③ 訪問型支援：県内のフリースクール等を利用する不登校児童生徒の状況に応じた専門家の訪問型支援を実施する。	①1/2	① ひと月の利用料（入学料、施設整備費、体験活動費の類を除く）	① 児童生徒等の1人1か月の上限は1万5千円	1 申請手順 ①保護者は受給資格確認書類を県へ申請（随時） ②県は受給資格者の決定を保護者へ通知 ③保護者は補助金の交付申請書兼交付請求書を県へ提出 ※交付申請書，交付請求書を交付申請書兼交付請求書と1つにまとめて，手続きを簡略化 ④県が審査 ⑤県は交付確定通知を保護者へ送付，県が保護者へ支給 2 申請から支払いまでのスケジュール ①4月～6月利用分→7月末日交付申請締切→交付確定後，支給 ②7月～9月利用分→10月末日交付申請締切→交付確定後，支給 ③10月～12月利用分→1月末日交付申請締切→交付確定後，支給 ④1月～3月利用分→4月末日交付申請締切→交付確定後，支給	その他
12	徳島県	教育委員会（教育庁）	いじめ対策・不登校支援等推進事業（不登校児童生徒への経済的支援事業）	10/10（交通費10,000円×30人 活動費10,000円×20人を想定）	教育支援センターに通うための交通費及び体験活動や実習等に要する実費	(1) 徳島県内に住所を有すること。 (2) 当該児童又は生徒が、事業実施年度において、教育支援センター等で学ぶ不登校児童生徒であること。 (3) 教育支援センター等での活動により、指導要録上「出席扱い」したり、欠席中に行った学習の成果を成績に反映したりしている生徒であること。となっていること。 (4) 当該児童又は生徒の保護者が、学校教育法第19条に規定する「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者」に相当する者で、住所を有する市町村から就学援助の認定を受けている者。ただし、就学援助等、他の制度により通学費、校外活動費が全て支給されている場合は除く。 (5) 文部科学省の「いじめ対策・不登校支援等推進事業委託事業による調査研究であることから、アンケート等の調査に協力し、同意できる者であること。	1 申請手順 ①保護者が補助金受給認定申請書，補助金受給認定に係る証明申請兼証明書を市へ提出 ②市は内容を確認後県へ提出 ③県は受給認定結果通知を保護者へ送付（市町村へ写しを送付） ④市町村は，③の通知と事前アンケート，補助金交付申請書兼報告書を保護者へ送付 ⑤保護者は，補助金交付申請書兼報告書を市町村へ提出 ⑥市町村は，内容を審査し，県へ提出 ⑦県は補助金交付決定通知を保護者へ送付 ⑧保護者は，アンケート，補助金交付請求書を市町村へ提出 ⑨市町村は内容を審査し県へ提出，県が保護者へ支給 2 申請から支払いまでのスケジュール ①1月中旬～2月中旬→補助金受給認定書類提出，認定審査結果通知 ②2月中旬→補助金交付申請書 くん実績報告書提出 ③2月下旬→補助金交付決定通知 ④3月中旬～3月下旬→補助金交付請求書受付，支給 3 交通費について 該当児童生徒が居住する市町村が設置してある教育支援センターへ通う経費のみ支給 ※フリースクールは該当しない。	いじめ対策・不登校支援等推進事業 【①経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究】
13	愛媛県	教育委員会（教育庁）指導部義務教育課	経済的に困窮している家庭に対して、フリースクールを利用する際の交通費や体験活動費等を補助する。	10/10	教育支援センター等に通うための交通費・体験活動や実習等に要する実費	【上限】交通費及び体験活動費等を合わせて1人あたり 1万円/月	1 申請手順 ①保護者は経済的に困窮している旨の証明書を学校へ提出 ②学校は，①の書類を県へ提出 ③保護者は，領収書及び交付申請書を教育支援センターやフリースクールへ提出 ④教育支援センターやフリースクールは③を県へ提出 ⑤県は，保護者へ交付確定通知を保護者へ送付 ⑥保護者は交付請求書を県教育庁へ提出，県が保護者へ支給 2 申請から支払いまでのスケジュール 申請期間等は設けていない。随時受け付けている。 3 交通費について 該当児童生徒が居住する市町村が設置してある教育支援センター，県内のフリースクールへ通う経費が対象（該当児童生徒が居住する市町村のフリースクールでなくとも良い）	国庫補助金（いじめ対策・不登校支援等推進事業）
16	沖縄県	教育委員会（教育庁）【公立】教育庁教育支援課【私立】総務部総務私学課	フリースクールに特化した事業ではないが、低所得世帯のバス通学費等を支援する事業で、指導要録上出席扱いとなる施設等への通所も対象としている。	10/10	通学定期券等を支給	「バス通学費等支援事業」中高生がフリースクール（通所区域の定めがない施設に限る）に通う場合、条件に該当すればバス・モノレール通学費の支援（通学定期券等の交付）を行う。	1 申請手順 ①保護者は，申請書をフリースクールへ提出 ②フリースクールは申請書を県へ提出 ③県は審査後，フリースクールへ定期券を送付 ④フリースクールは，定期券を保護者へ送付 2 申請から送付までのスケジュール ①保護者は毎月5日までに申請書をフリースクールへ提出 ②フリースクールは毎月10日までに申請書を県へ提出すると ③翌月1日から使える定期券をフリースクールへ送付	国庫補助金（沖縄振興特別推進交付金）